

第1回大阪地方裁判所委員会サマリー

1 所長あいさつ

地方裁判所委員会は、「裁判所運営について、広く国民の意見等を反映することが可能となるような仕組みを導入すべきである。」という司法制度改革審議会の意見を受けて、「地方裁判所の運営に広く国民の意見を反映させる」（地方裁判所委員会規則第1条）という目的で最高裁判所において検討、設置されたものである。

また、その所掌事務は、「当該委員会を置く地方裁判所の運営に関し、当該地方裁判所の諮問に応ずるとともに、当該地方裁判所に対して意見を述べる」（同規則第2条）ことにある。

このように、地方裁判所委員会は、裁判所の運営に広く国民の意見を反映させるために設置されたものであるが、裁判所の運営についての意思決定機関ではなく、また、審議会や行政機関に設置された委員会と異なり、委員会として統一した意見を答申したり、一定の結論を出すことをその職務とするものでもない。

地方裁判所委員会は、かつての家庭裁判所委員会のように裁判所から情報提供するだけでなく、委員の側からも裁判所に意見を出していただくことによって、裁判所の運営に関し、双方向の意見交換をすることが予定されている。

委員の皆さん、とりわけ15人中11人を占める学識経験者の方々に、法律家だけの検討では得られない幅広い視野や多角的な観点から、率直かつ建設的な意見を提起していただき、これを裁判所が施策を検討する際にいかしていきたいと考えている。

2 委員長の選任等

(1) 委員長の選任

鳥越健治委員（裁判所委員）が委員長に選任された。

なお、「委員長は裁判所以外の委員にすべきである。」、「個別の議題内容につき、鳥越委員長に特別の利害関係があると認められるときは、他の委員を委員長に選任すべきである。」、「今回は所長が委員長でいいが、将来的には他の委員を委員長にすることも考えられるのではないか。」等の意見が出された。

(2) 委員長代理の指名

鳥越委員長は、松本芳希委員（裁判所委員）を指名した。



3 委員会の運営に関し必要な事項

(1) 議事録の公開

委員会終了後の早い時期に、議事内容の概略を記載した「議事概要速報版」を、大阪地方・家庭裁判所のホームページに掲載し、速報版の掲載後、委員会において出された意見を各委員に確認し、所要の修正を経て、「議事概要確定版」を同ホームページに掲載することとされた。なお、議事概要を公開する際には、発言した委員の氏名は表示しないこととされた。

その他、「フランクに話し合うことが重要であるから、逐語録的に議事録を公開するとなると、失言をおそれて自由な発言を阻害するのではないか。」、「基本的には公開すべきだと考える。」等の意見が出された。

(2) 委員会の議事の公開

議事の一般公開については消極とし、報道機関に対しては、委員会冒頭の撮影を認め、委員会終了後、委員長から当日の委員会での議事内容の要旨を説明することとなった。

その他、「報道機関に対しては議事の公開を認めても良いのではないか。」、「当面は議事を非公開にし、委員会を数回重ねた後に見直しの当否を検討したらどうか。」、「一般傍聴人がいると、各委員は、いい子ぶって自由闊達に発言しにくくなるのではないか。委員個人のプライバシーを保護すべきでもあり、当面は、議事を非公開にするのが相当である。」等の意見が出された。

(3) その他の議事の手続について

議事運営の取扱い（会則の制定等）については、次回の委員会で検討することとなった。

4 意見交換（テーマ：「国民にとって裁判所をより利用しやすくするためには、どうすればよいか。」）

委員から出された主な意見は、以下のとおりである。

(1) 裁判所の真のサービスとは何か、そして裁判所はそのサービスをどのように届けて利用者たる国民から満足を得るかを考えるべきである。裁判所においても、人的、財政的資源は限られているので、まず裁判所内の事務作業を内部の効率化で減らすことを考え、利用者側からはデータ、情報の入力作業などを協力してもらい、法的支援内容の説明などは映像を活用するなどのやり方がある。裁判所の提供する真のサービス内容と利用者側で負担していただける両者が納得できる部分は何かを見つきたい。

(2) 国民は裁判所のことを身近に感じているか、ということを考える必要がある。グローバル化が進むに従って多様な価値観が生まれているが、裁判官は何年、何十年も前の法律に基づいてフェアな判断をすることを求められている。世の中は日々刻々と変化しているのであるから、裁判官は国民生活の実態を理解しようと努力し、その上で法律の文言に血肉を注いで現実にフィットした判断をすることが必要ではないか。そうして初めて、国民にとって身近で利用しやすい裁判所となるための司法サービスについて、検討することができるのではないか。

- (3) 裁判所も顧客満足度というものを意識してみてはどうか。
- (4) この委員会で裁判所について検討するに際して、裁判所を利用する人の観点と利用しない人の観点の二つが考えられるが、どちらの観点で検討していくのか。裁判所を利用する人の観点だけでは、開かれた裁判所にはならないであろう。



情報の発信と受信は 車の両輪であり、双方向性が必要である。裁判所のホームページを閲覧してみたが、字ばかりで、図や画像が少ないため分かりづらく、一般国民にはなじみにくい。裁判所に来てみても、パンフレット類がどこに置かれているのかわからない。裁判所が考える裁判所と国民との接点は何か、そして実情はどうなっているのかについて、検討すべきではないか。

誰もいつトラブルに巻き込まれるかわからないので、国民生活の「安全ネット」として、必要なときにすぐ調停に関する情報にアクセスできるようにしておくことが重要である。調停のように、費用をかけず、裁判になる手前でトラブルを解決できる仕組みを作ることが大切だと思う。

- (5) この委員会において、大阪地裁の運営に資するテーマをより深く、より実効的に議論するために、委員のみの議論に終わらせず、外部の専門家等を招き、テーマに関連した話をしてもらうことも検討されたい。そうして委員全員が情報を共有したあと、それぞれの意見を交換するとより有意義な議論ができるのではないか。

また、情報発信について、今裁判所が抱えている問題を公開してEメールで意見を募集したり、苦情や相談をEメールで受け付けたりしてはどうか。

- (6) 「裁判所を利用しやすくする」というが、一般国民からすれば、裁判所は「呼び出される場所」であって、「利用する」という言葉はなじんでいない。「裁判所を利用しやすくする」というのなら、例えば、裁判所の手続をするための「受付相談窓口」だけではなく、裁判所に関する相談を何でも受け付けてくれるような「相談窓口」を設けてはどうか。その窓口で、どこの裁判所でどのような手続をすればいいのかわからない人に対して適切な指示をしたり、裁判所に対する苦情等も聞いてほしい。
- (7) コンピュータが一般に広く普及してきたといっても、コンピュータを利用できない人はまだ多い。ホームページにアクセスできない人たちに対する情報発信の方法を検討すべきである。
- (8) 法廷での出来事をテレビで中継することができないか。
- (9) 裁判所は司法教育にもっと積極的に関与するべきである。米国などと異なり、我が国では、裁判がドラマや小説のテーマになりにくいようであり、そのようなことも、国民に司法がよく知られていない一つの要因であると考えられる。裁判所は、司法がどのようなものかを国民にもっと知らせる努力をしてほしい。
- (10) 民事裁判を傍聴した知人に聞いたところによると、法廷内で何が行われているのか分からないとのことであった。分かりやすさを意識する必要があるのではないか。

任意参加の大阪地方裁判所委員会サマリー

標記の会合は、第1回委員会と第2回委員会の間に開催（平成16年2月19日（木））され、11人の委員が参加した。

1 裁判所事務担当者の説明

裁判所の事務担当者から、①民事調停制度の概要やその歴史について説明した上で、②具体的な事例を基に、紛争の発生から申立て、手続の終局に至るまでの流れを説明するとともに、③大阪簡易裁判所における受付相談窓口の実情等について説明した上で、④実際に調停が行われている調停室や受付相談窓口等を見学した。

2 意見交換

委員から出された主な意見は、以下のとおりである。

- (1) ホームページの家庭への普及率は、平成15年は、51.2パーセントである。約半分の人には、ホームページにアクセスできない。そのような人は、情報弱者であることが多い。そういう人にどのように情報提供するか、考えてもらいたい。
- (2) 特定調停について、①裁判所における処理の一層の効率化、②債権者に対する手続利用のメリットの周知、③不誠実な債務者に対する教育が必要である。
- (3) 建築調停について、①申立から終局までの期間の短期化を図ってもらいたい、②調停委員によって事件処理の仕方に個人差があるため、意見交換や事例研究の機会を設ける必要がある。
- (4) 揉め事を抱えた一般の人が裁判所に来ても、裁判所としては、あくまでも手続についての説明することにとどまらざるを得ないが、一般の手続ユーザーは、何とか自分に有利なアドバイスが得られないかとの気持ちがあるのも否定できない。裁判所だけでできる話ではないので、いろいろな機関を活用してい

くことを含めて、裁判所での窓口対応の制約と一般のユーザーの気持ちとのミスマッチをどのように解決するのかということも考えていくべきである。

- (5) 今後、「司法ネット」というものもできるが、それと、裁判所の受付相談窓口や各種相談機関との役割について、調整が必要となろう。
- (6) 法律的な相談に応じてほしいという要望に対して、それはできませんと答えるだけではいけないのではないか。実際、私が大阪簡易裁判所の受付に尋ねたところ、法律相談をできない代わりに、いろいろな法律相談機関があると紹介しているようだった。裁判所の近くにある主な法律相談機関についてチラシを用意し、法律相談を求められたら渡しているとのことである。このような機関ともっと相談して、チラシの内容を工夫したりホームページに載せたりしてはどうか。

第2回大阪地方裁判所委員会サマリー

1 会則について

第1回に引き続いて検討された。委員からは、会則を設けるべきであるという案とその必要はないという案の両案が述べられたが、結論には至らず、結局、委員会運営のための最低限のルールを設けることを前提として、裁判所で案を作成し、次回の委員会において、形式も含めて協議をすることとなった。

2 意見交換（テーマ：「調停制度及び受付相談窓口について」）

委員から出された主な意見は、以下のとおりである。

- (1) 調停は非公開が原則だが、何とか映像化できないか、模擬調停はどうか、などと考えている。一般市民は、調停が市民にとって最も身近な窓口なのに、あまり関心がないので、裁判所も是非協力してほしい。
- (2) アメリカでは、裁判がドラマやテレビに取り上げられることが多く、国民が裁判に接近するファクターになっている。テレビが法廷に入れられないのは当然だが、裁判所がいろいろな催しをテレビでやると影響が大きいのではないか。
- (3) 裁判所のリーフレットを見てみたが、これらのリーフレットはどのレベルの国民を対象にしているのか。最近ではテレビ画面の下にひらがなの字幕が出ていることがあるように、漢字が読めない人もいるので、このリーフレットもキーワードはひらがなで記載してはどうか。漢字を減らしてひらがなや優しい言葉を使用すれば、心理的にもわかりやすいリーフレットになるだろう。また、裁判所もマスメディアを利用し、相互に情報提供をしあって、国民を司法に近づかせるような広報活動や啓蒙活動をしてはどうか。楽しみながら司法の概念を理解できるような番組を検討してはどうか。
- (4) 調停事件の件数が、特に平成13、14年度において急激に伸びているとのことであるが、増えているのは、特定調停の件数であって、一般調停の件数

はさほど増えていないのではないか。これは、一般調停について国民に対するPRが不十分だからではないか。

- (5) 建築業界においても、建築相談の窓口があるが、この窓口をどこで知ったかということを知ると、行政相談の窓口から回ってきた人が多いことが分かった。裁判所も、このような各種の相談機関に対して、例えば、調停手続についての情報を伝えておくと、一般の人たちも、調停の利用について取っつきやすくなるのではないか。
- (6) 本当に財政的裏付けが必要な場合は、必要であると主張していくべきである。裁判所においても、事件の処理ばかりでなく、人も予算ももっと必要だということを知り、積極的にPRすべきである。いずれにしても、実態を把握することがすべての基礎である。



- (7) (調停の利用の実情 等についての) 調査をするなら、手続のPRと、実際の利用者の感想の二つについて調べるのが大切である。A4のペーパー1枚のものでも良いから、調停成立など手続の終局場面において、調停委員の知識や態度はどうであったか、調停を利用して満足したかなどの質問をして、回収をすれば、現状の改善につながるサジェスションが出てくるであろう。
- (8) 当事者へ交付する書面に、アンケート用紙を挿入しておいて、事件が終わって帰りの際に出してもらおうなどという方法はどうか。
- (9) まだ裁判所にかかわっていないくて、かかわる必要のある人をどう救うかが

気になる。多重債務などで裁判所にかかわる必要のある人の年齢層が下がっているが、若者は知人や行政には聞かないので、ホームページしかない。裁判所に来ていない人に対して情報発信する方法はリーフレットとホームページしかないので、その充実を図るべきである。

裁判所のホームページを見たが、字が多く、言葉自体がわかりにくい。例えば「簡裁」と言われても、その意味がわからないということもある。漢字が多いということだけでなく、そういうテクニカルタームが国民を遠ざけているのではないか。東京のホームページを見たが、「訴訟を起こすことを考えている方」と記載するなど言葉が非常に丁寧だった。また、民事裁判の流れが絵コンテで掲載されているというような工夫もされている。ホームページの対象者を誰にするか考えるべきである。

(10) 調停委員は年齢層が高く、現在世の中で起きるトラブルに対する感覚が古くなっている面があり、ついていけない部分がある。40代、50代の調停委員を増やしていく必要がある。パートタイム裁判官もあることだし、パートタイムでもいいという調停委員の募集枠を現役世代に限って作るというぐらいしないと委員の年齢構成は変わらない。調停制度は裁判員制度より国民の司法参加の意義が深いと思うので、たくさんの働き盛りの人に参加してもらえる場を作るのはよいことではないか。

(11) もともと調停委員は非常勤の国家公務員なので、実質的にパートタイムである。年齢が高いと頭が古くなると言われるが、必ずしもそうとは言えないのであって、年の功で妥当な解決が得られることもある。特殊なケースについては弁護士委員かキャリアを持っている委員にお願いすればいいことなので、裁判所の事件の割当てで調整できるのではないか。

第3回大阪地方裁判所委員会サマリー

1 会則について

討議の結果、会則は設けず、「委員会の運営に関する確認事項」とすることを確認した（本サマリーの3ページに掲載）。

2 7月28日（水）及び29日（木）開催の小中学生を対象とした模擬裁判等の結果報告

小中学生対象の模擬裁判「裁判のしくみを知ろう！」及び民事手続説明会（法的破綻処理手続）について、実施担当者から報告がなされた。

3 意見交換（テーマ：「模擬裁判等について」）

委員から出された主な意見は、以下のとおりである。

- (1) 模擬裁判を見たが非常によかった。子供のときからこういうことに興味を持ってもらうことが大事である。司会も子供に分かりやすいよう、言葉遣いに気を付けていてとてもよかった。
- (2) 模擬裁判を見たが非常によかった。是非全国の小学校でできるようにしてもらいたい。友人に聞いたところによると、カリフォルニアの小学校では、ゆとりの時間に「裁判ごっこ」などという名称で、今回の模擬裁判と同じようなことをしているらしい。他の省庁にも働きかけて裁判ごっこを小学校で取り上げるようにすれば、全国の子供の裁判に対する理解が深まるだろう。
- (3) ビデオ化して教材として全国の小中学校に配布することも考えてはどうか。国民に、裁判の在り方や仕組み、そして裁判所が国民の身近な存在になりたいと考えているという意思や目的がはっきり伝わるのではないかと思った。
- (4) 技術的に可能かどうかわからないが、模擬裁判のさわりの部分の動画をホームページに載せられたらもっと分かりやすいのではないか。
- (5) 成果物を有効に利用することを考えてはどうか。テレビ、ラジオ、新聞、

雑誌、インターネットなどのメディア情報も重要であるが、模擬裁判のビデオを小中学校に貸し出して、生徒児童に見てもらおう。また、倒産に関する民事手続説明会のビデオを各地区の商工会議所、関経連、関西経済同友会等の関連部署に貸し出して、積極的に広報活動をしてはどうか。

- (6) すばらしい企画だが、費用対効果はいかかなものか。国民として知っておくべきことなので、文部科学省と話して公民の教材に使うとか、そういうアプローチをすべきである。夏休みに学校の先生に見てもらって、ビデオを持って帰ってもらうのはどうか。



4 説明（テーマ：「裁判所からの情報発信について」）

- (1) 裁判所委員から、国民が裁判所に接する場面に応じた3つの視点からの情報発信の在り方が報告された。その内容は以下のとおりである。

ア 裁判所で行われる各種の手続を利用しようとする国民に対し、手続へのアクセスを容易にするために情報提供を行う場合（国民の司法へのアクセスの拡充の問題）

イ 国民の司法参加の一環で裁判所との関係を生ずる国民に対して、制度について理解と関心を深めてもらうために、制度の意義や内容について周知を行う場合（裁判員制度の実施に向けての準備の問題）

ウ 裁判所の制度について、一般国民の理解と信頼を得るために、広報活動を行う場合（一般広報の問題）

以上3つの場合について、それぞれ情報発信の趣旨及び目的に沿った情報発信の在り方を考えていく必要がある。

(2) (1)のア及びウについて

事務担当者から、現在行われている具体的な裁判所の情報発信の取組について説明がなされた。

(3) 大阪地方裁判所ホームページ・バーチャルツアー

パソコンとプロジェクターを使用して、大阪地方裁判所のホームページを閲覧した。

5 意見交換（テーマ：「裁判所からの情報発信について」）

委員から出された主な意見は、以下のとおりである。

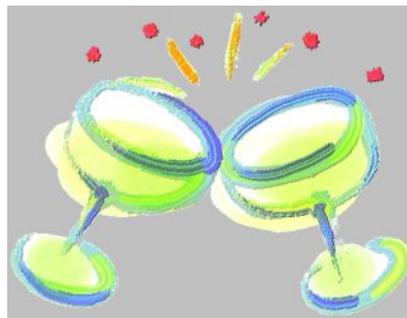
(1) 大阪地方裁判所のホームページを閲覧した。全体的に、専門家にとっても有益な情報が掲載されている。改善すべき点を挙げるとするならば、「言葉」の使い方がある。例えば、トップページに「アクセス情報」との項目があるが、開けてみると、裁判所の所在地や電話番号など3の情報が掲載されているに過ぎない。現状の掲載情報を前提にするならば、項目名は多義的な「アクセス」という用語ではなく「所在地」で十分ではないか。

(2) 最高裁判所のホームページも、最近は大分利用しやすくなってきているが、立ち上げたばかりのころは使いづらかった。一般の方と、専門家との双方の利用に応えるものとなっており、専門家にとっては、「判例検索」などが重宝しよう。

(3) ホームページは気軽にアクセスできてよいが、ホームページにないことは分からないので、もう少し踏み込んだ情報がほしい人のために開放された「資料室」のようなものがあればいいと思う。例えば、裁判所職員のOBがボランティアとして常駐し、裁判について調べたい人がいる場合の問い合わせなどに応じたりするものである。裁判所の歴史資料や公開できる事件の記録などを備えるのも一歩進んでいていいと思う。

(4) 大阪地方裁判所のホームページについて、その階層構造と内容について見直しの検討をされたい。裁判所をフレンドリーな頼りになる存在とするために、

まずホームページアクセス者層のセグメンテーション（利害関係者の細分化）を行い、そのグループ化された人々別に満足を得られるような情報サービスを考えることである。裁判所と全く縁がない人達、もめごとで悩んでいる人達、緊急的重要な問題を抱えている人達のグループ化と、おいおい必要性に迫られる予備軍の人達が考えられる。また、産業界では、企業がどのように生き残るかといった危機的な問題からコンプライアンス（企業の市場における倫理的行動基準）やC S R（企業の社会的責任）について関心を持っている方々もいる。このようなセグメンテーションに対応した情報提供サービスを見直すことが構造化内容を検討されたいという意味である。内容について、もう少し詳しく言えば、現在、生死を賭けるような問題を抱えて、裁判所にわらをも掴む思いで支援を求めている人は、難しい条文を一字一句読んだり、手続書類を食い入るように見るだろうし、司法制度改革や裁判所に興味や関心を持っている程度の人であれば、要約されたイメージ図程度のもので十分満足することが考えられる。したがって、閲覧者の状況立場に立った内容を準備することが満足を得られる条件になるのである。



また、トップページから目的の項目までたどり着くのに何回もクリック操作があるような気がする。ホームページの歴史からいって仕方ないことだが、簡単な操作で容易にたどり着く方法は、技術的にアクセス頻度を分析し、ホームページの索引構造を考えるなど、そんなに難しいことではないと思う。

最後に、いろいろなメディアとインターネット、そして国民皆さんの話題やクチコミを通して本当のコミュニケーションと理解への効果がある。国民の目

から見て、どんな関心事項目にアクセスする頻度が高いのか、どんな情報内容が満足されるのか、モニターするなり、いろいろな背景の人に利便性があり、かつ、軽い気持ちの人にも楽しく理解してもらえる内容に改善を継続することが必要である。

(5) ホームページサービスから漏れている人々をどうするのかを考えてもらいたい。

(6) 昨年、インターネットの一般家庭における普及率が約51パーセントと聞いた。ということは、残りの約49パーセントの人たちは、インターネットにつながっていないことになる。このような人たちこそ、「情報弱者」ともいうべき人たちであり、裁判所が何らかの措置を講じるべき人たちであると思う。裁判所は、このような人たちに対する情報提供のあり方を考えてもらいたい。

(7) 「情報弱者」に対する情報提供の方法論は難しい問題である。例えば、ポスター等の紙の媒体など、インターネット利用環境のない人にうまく情報を伝えていく方法の確立が課題である。

(8) 例えば、「裁判所110番」などとして、電話などで、そのような問題ならここに行ってみなさい、などと教えるとか、インターネットよりも普及率の高いファクシミリで「Q&A」サービスのような方法を取るのはいかがでしょうか。

(9) キーボード操作が一切必要なく、画面上の所定の箇所に指を当てて入力する「タッチパネル」の操作により必要な情報を探し出せるシステムが設置できれば、パソコンが使えない人でも容易に利用できる。裁判所も、外部と接触して、このような便利なシステムの導入等について、参考にしてはどうか。

(10) 大阪地方裁判所でも、相談機関のホームページ掲載を検討してはどうか。さらに、「利用者の声を聞く」という取組も、工夫して行ってもらいたい。

6 サマリーの発行

現委員の任期中に、各委員から出た意見や、それに基づいて裁判所が行った取組等について、簡潔にまとめ、任期終了時を目途にサマリーを発行することとな

った。

第4回大阪地方裁判所委員会サマリー

1 ゲストスピーカーの講演

「利用者の観点から見た裁判所」をテーマとして、大阪大学大学院法学研究科 仁木恒夫助教授が講演を行った（講演レジュメは別添のとおり）。

2 質疑応答等

質疑応答等の主な内容は、以下のとおりである。

- (1) トラブルを抱えて何らかのアクションを起こした方が100人程度で、そのうち弁護士や司法書士、裁判所に相談した人が35人程度と聞いたが、それ以外の方が駆け込んだ場所はどこなのか。

（ゲストスピーカーから、警察、市町村の相談窓口、消費者生活センター、NPO等が上げられた。）

- (2) ADRについての意見を伺いたい。

（ゲストスピーカーから、「ADRは、必ずしも法律に縛られない紛争処理の場であるから、本来裁判所に来るべきではない事件がADRの場に行くことで、より適切に処理されるという期待があるだろう。しかし、そのADRの中身をどのようなものにするかが勝負どころである。私は、当事者が自分の口で、自分の言い分を、相手に対面して言えるというのが、紛争処理の一番の原型ではないかと考えている。そのような場所を作るためには、間に入る第三者には様々な工夫が必要だろう。」との説明があった。）

- (3) 紛争の当事者は、もめ事を解決することによって、法律的な権利義務の存否だけでなく、安心立命の境地に立ちたいと考えていると理解しているが、それでよいか。講演の中で、メディエーション研究会といったアクションを通じて、新しい制度の創設に至るという話をお聞きしたが、その問題をつきつめて考えると、学校における法学部教育の在り方にまで影響してくるのではないか。

(ゲストスピーカーから、「裁判所を使ったときに、利用者が、権利義務を明らかにするだけでなく、安心立命の境地に立ちたいと思っているというのは、私もそうではないかと感じている。当事者は、裁判や法律家のところに来て裁判のプロセスを経たことで、先々の生活の場に戻っていく元気がでるのではないか。金銭面で自分の満足のいく解決を見るというのも一つだろう。必ずしもそうではない場合は、裁判や法律家だけに頼るのではなく、いろんなところで行動をおこしながら生活の場の立て直しを図っているのではないか。そのために、法律家や裁判がどういうふうに寄与できるのか、それが法に求められていることではないか。従来、法学教育は、解説中心であるのがスタンダードな姿であった。しかし、法律の知識を伝えただけでは紛争処理教育には足りないと感じている。そこで、大阪大学では、模擬交渉あるいは調停を行うというロールプレイを行っている。交渉とは何か、調停とは何かという話を理論的に整理して学生に対してレクチャーし、それと組み合わせるかたちで実際にロールプレイでやってみる。我々の負担も大きいですが、学生にとっても想像力をたくましくせざるを得ないし、表現するという今まで求められていたものとは別の能力を要求するものになる。これからは身体を使った様々な教育も必要になるだろう。」との説明があった。)



- (4) 昨今の状況に照らしてみると、企業も個人も否応なくリスクと向き合わざるをえず、普通に安定して暮らしていくのが難しくなっている。そういう中でトラブルに巻き込まれる、あるいは向き合わざるを得ない機会も増えている。

私もいろんな相談を持ちかけられることがあり、基本的には、裁判所や弁護士を中心に解決手段をアドバイスするのだが、業界団体の紛争処理機関を紹介すると魔法のようにあっという間に解決した例もある。このトラブルに対してはどういった解決手段が向いているかという見立てをしてもらえる機会を、いかに一般の人が簡単に得られるかが大事なのではないかと考えている。司法支援センターがそうした機能を担い得るのか、司法機関だけでなく、ADRやメディエーションも含めて、幅広いところまでカバーしているのかどうかはわからないが、紛争処理機関の選択ということ、どう社会の中に機能させるかということが問題である。

（ゲストスピーカーから、「振り分けというのは一つの方法だろうと確かに感じている。しかし、素人である当事者は、その見立てに本当に合うようなものをずっと持ち続けるのかと半分ぐらい疑問に思っている。つまり、紛争というのは変化していく場面がある。例えば少額訴訟の裁判の最初の場面で、通常訴訟か少額訴訟かの選択ができるが、本人は説明を聞かされてもどっちが本当に自分にとって得かわからず、そのまま相手方とけんかを始めてしまうことがままあると聞いている。当事者が、制度が用意した見立てにしっくり合うということが本当にあるのか。当事者は相手の出方を見ながらニーズを作っていくものである。様々な紛争処理機関があり、その在り方も、第三者が両者の間に入って紛争を処理する調停型もあれば、アドバイスをする相談型もある。仮に振り分けということ考えたときに、そういったものがうまくリンクするとはどういうことなのについてこれから検討する必要がある。現段階でも、例えば弁護士会の仲裁センターは思ったほど効果が上がっていないと聞いている。効果を上げるためには、もっと相談の場面とリンクさせる必要があると弁護士も言っている。しかし、相談というのは一方に対して智恵を授けることであり、相手方に対してはその智恵が入っていないことになるので、アンフェアではないかという疑問も出されている。様々な

紛争処理機関をつなげていくということはどういうことなのか、もう少し詰めていかないと機能しないのではないか。」との説明があった。）

- (5) 昔であれば、それぞれの地元のコミュニティにおいて、もめ事の仲裁等をしてくれた世話役のような人たちがいたものだが、今は、各地域が都会化して、そのような人たちもいなくなってしまった。元々、国民は、何かもめ事があって初めて司法へのアクセスを考えるのが現実で、そうであるからこそ、裁判所にはかかわりを持ちたくないという気持ちがある。そのような状況の中で、国民の司法へのアクセスに関して、裁判所は、司法支援センターなどの他の機関とともに、どのような施策を行っていくべきであろうか。

(ゲストスピーカーから、「私どもの調査も、各相談窓口を訪ねる順番について調査している。その調査結果によると、裁判所を訪ねるのは、別の窓口に寄った後、二番目以降に訪れるという人が多かった。そのようにみると、裁判所に対して、「身近」というものを求めなくても良いのではないかという気もしてくる。しかし、他方、利用者の立場から言えば、利用しようという場所が、利用者自身の生活や感覚とかけ離れているというようなことは、利用者にとって好ましいものではないのではないか。裁判所が、本来的には「関わりたくない場所」であり、利用者は、止むに止まれずにそのような場所に来るようなものであるとすると、華美なサービスはいらないのではないかとも思う。」との説明があった。)

- (6) 日常生活の論理と裁判の論理とが乖離しているというのは、弁護士にとっても、考えさせられる指摘である。和解のときに、裁判官が、当事者本人に、「大変でしたね。」という、その一言をかけたことで、今まで多額の税金を納めてきたことが無駄であったと思っていたその本人（交通事故の被害者）が、税金を払ってきて無駄でなかったと思ったという話を聞いたことがある。講演で触れられていた三つの「ヒロウ」の中の、精神的な疲労、特に、裁判における当事者本人の扱いについて、弁護士も、当事者への接し方等において、反省

すべきところがあると思う。なぜなら、弁護士は、国民のお世話をし、裁判所と当事者とをつなげるのが仕事であるからである。また、裁判所の利用者の満足度を考えるときに、時間と費用のみならず、「権利の実現」ということも同様に大事であると思う。例えば、当事者は、市役所等の法律相談の場で、まず、自分の主張が権利として認められますか、と問う。そして、裁判でも、単にもめ事が解決したということより、自分の言い分が通ったか（＝権利の実現）どうかが大変であり、そのことが満足度につながるのではないかと考えている。

（ゲストスピーカーから、「当事者の論理は、法律家の論理とは、ずれていると思う。裁判のプロセスにおいて、当事者が、自分の言い分が反映されていると思えることが、重要であると思う。解決を得るプロセスで、弁護士が、そのような利用者の気持ちを手当てし、裁判所でも相応の扱いを受けることで、初めて当事者に満足の気持ちが生じるのではないかと思う。弁護士や裁判所の当事者への対応の仕方一つで、本人は不満を持つものである。裁判の解決の結論のみが大事なのではなく、解決のプロセスも同様に大事であるということを考えている。」との説明があった。）



- (7) 現在、政治的、社会的、経済的、技術的の各システムの見直しが進み、新しい時代を迎えている。そのような時代背景を前提にすると、仁木講師のいう裁判所の「サービス」の概念は、少し狭いのではないか。裁判所の機能を、私なりに「広く正義に則って、人を裁くサービスを提供する機関」と定義すると、「サービス」の評価としては、裁判所の内部的な面（主に、事件の処理能力と処理件数の効率化）と、顧客（利用者）の満足度との統一の実現が、重要な機能であり、評価となるのではないか。大事なものは、法曹三者や職員が、利用者に対し、人間としてどのように対応するかの基本的な立場に立ち、利用者の視

線に立って効率的なシステム化が必要である。さらに広く、裁判の透明性、公開性を確保し、説明責任を果たしているかという基準で、評価をしていくべきではないかと思う。具体的に目標を設定して、そのようなことを行っていても良いタイミングではないか。

(ゲストスピーカーから、「先ほどの講演において、司法の「サービス」として述べたことは、いわばデフォルメしたかたちで述べたものである。もっと多くの利用者を集めようという要請に応えるばかりでなく、裁判所に期待される機能として、処理能力、処理件数の向上という要請もあることは、指摘のとおりである。他方、紛争というものは解決までの時間の長短のみですべてを押し量れないところもあろう。無論、少額訴訟などの場合は、時間の速さがより求められることは確かであろう。また、説明責任や透明性に関しても、紛争処理、裁判という特殊性から、このような指標を数量化することによって、どこまで満足度を把握できるかという点で、紛争処理の指標数量化はやや慎重でなければならないのではないかと思う。さらに、裁判官や職員の当事者本人に対する応接等のマナーや調停委員の説明の仕方についても、もう少し考えるべきではないか。」との説明があった。)

- (8) 日本人の生活習慣が、欧米化してきつつある昨今、証人尋問の在り方も、今後、再考していただいてもいいのではないか。

裁判の世界の底辺に流れている思想として私が感じるのは、「裁判とは、プロの裁判官が行うものである。素人（当事者本人）が勝手なことを言うと混乱するし、不利益になることもあるから、黙ってらっしゃい。専門家に任して、正しい結論を導きましょう。」ということがあるのではないかということである。そのような態度は、医療の世界では正に問われている。医療界では、パターンリズムが否定され、高度化、専門分化が著しいが、一般の患者にとっては、医師のみによる専断的な診療サービスのみでは満足されなくなってきており、セカンドオピニオンの議論も生じている。医師が、その患者のために良かれと

思っている治療方法でも、患者本人が満足又は承諾しない以上処置するわけにはいかず、その治療が最も妥当だということの理解を得るために、医師が患者に説明を尽くして満足を得る必要があるとの考え方が、現在の医療の流れである。

本人に言いたいことを全部言わせるというのが、その人を満足させるやりやすい方法ではないかと思う。その機会を与えないと、裁判所に行ったけども知らないところで勝手に進められたということになってしまう。

裁判官や弁護士は法律をアプライしていくのが裁判だという思想に立ってこられたと思う。我々も医学というものを臨床の場でアプライしていくのが医療であるという教育を受けてきたわけだが、そうではなく、患者さんが満足しているかどうかが一番大事なんだというようにだいぶ軌道修正されてきており、そういう部分は裁判にもあるのだと思う。

- (9) 講演の中で、コミュニケーションということが一番印象に残った。判決文の言葉の問題は非常に改善されたが、今だに、我々が判決文を読んでも、本当にこの意味はこれでいいのかと思うことがある。こういうものについては、なお、普通の人々が絶対に誤読しないような仕組みができないだろうか。
- (10) あの長い文章（判決書）はなんとかならないのか。
- (11) 満足感を感じてもらうのが大事だと思うが、最終的には事実を確定し、権利を実現せざるを得ないのではないか。そのプロセスで、できるだけ疎外感を感じないようなやり方を考えていくのが一番大事かなと思った。尋問のあり方については、場合によっては、自分の席を離れて裁判官の法壇の近くまで行き、証人が前を向いて答えられるように尋問することもいいのではない。
- (12) 講演の中で興味深かったのは「居場所がない」ということで、コミュニケーションをうまく取ることが必要である。調停の中で株価の鑑定を頼まれることがあるが、お金の問題のように見えても実は親族間の争いで、値段はいくらでもいいが相手が謝ってくれればいいという場合もある。本人が言いたいこと

を言わせてもらえば，最終的に和解案に合意するということもあるので，大変だろうが裁判官に心がけてもらいたい。

3 議事の録音

次回からは議事を録音することとなった。

「利用者の観点から見た裁判所」

於：大阪地方裁判所委員会

2005/02/14

報告者：仁木恒夫

1. はじめに

・筆者の関心領域

本稿は、「利用者の観点から見た裁判所」という報告テーマから、現段階で筆者が思いつく点につき整理をこころみるものである。

さて、周知のとおり裁判所では民事事件だけではなく刑事事件もとりあつかっている。したがって、本来であればその両者を視野に入れて「利用者の観点から見た裁判所」について検討をおこなうべきであろう。しかしながら、筆者はこれまで、おもに民事紛争領域を対象にして研究をすすめてきており、民事領域とはまた別個の考慮も必要になってくる刑事領域については残念ながら十分な準備がない。したがって、本稿でも、おもに民事事件を念頭に置いて報告テーマについて考えてみたいと思う。

・「利用者」

今回の報告のタイトルは「利用者の観点から見た裁判所」となっている。裁判所の「利用者」とはどのような主体を想定すべきなのか。紛争を抱え、法的な解決を求めて訪れる当事者であるとしても、たとえば個人と企業組織とでは異なる要因をふまえて考えなければならないであろう。また、差し迫った問題を抱えている紛争当事者だ

けに限定して「利用者」をとらえるというのも狭いのかもしれない*1。このように「利用者」といっても、その内実は多様である。ここでは、議論の共通の基盤として、個人の紛争当事者を主たる対象として考えてみたい。

2. 裁判所はサービス機関か

・身近な裁判所の必要性？

裁判所は便利がよく、環境のよい場所にある。それにもかかわらず、利用者にとって「身近」とはいいがたいのではないだろうか。むしろ、広く潜在的な利用者にとって、裁判所は「かかわりたくない場所」というのが本音かもしれない。

しかし、紛争に思い悩む当事者は現に存在する。そして、その人たちは、泣き寝入りをしたり、「示談屋」「事件屋」らを頼っていったり*2、あるいはストーカー行為で相

*1 William Felstiner, et al. “The Emergence and Transformation of Disputes: Naming, Blaming, Claiming …” Law & Society Review Vol.15 (1981) p631 では、「侵害の非認知状態」から「侵害の認知状態」を経て「苦情」そして「救済要求」へと変容していくプロセスとして紛争をとらえている。様々な外的影響を受けながらこの変容が進行するのである。そうであるとすると、利用者と一般市民との分類はそれほど明確になされるものではなく、「一般市民」の範疇にも潜在的な「利用者」が存在していて、裁判所等との接触により「利用者」へと転化することを念頭において考えてもよいのではなかろうか。

*2 西日本新聞社社会部司法取材班『裁きを裁く——危機に立つ司法』（西日本新聞社、1992年）173頁以下では「闇の六法全書——事件屋が動く」というタイトルで、事件屋の活動についての記述が見られる。たとえば交通事故紛争領域などで法律家よりも事件屋を好んで依頼する利用者が後を絶たないが、事件屋の活動は逆に依頼者に甚大な被害を与えかねないことが指摘されている。

手に迷惑をかけたりするということもある。それらの「解決」手段が妥当な選択肢といえるかは疑問である。

裁判所が利用者にとって「身近」である必要性はここにある。以上の手段を選択するのではなく、公正な紛争処理をおこなう裁判所を積極的に利用者に使ってもらう工夫を考えるべきなのである。それでは、その工夫は「サービス」ととらえられるのだろうか。

・「裁判環境学」

石田穰一は、「裁判の中身は別として、裁判をめぐる環境と審理の扱い方についても、無関心ではいられない。裁判は、市民を納得させるための儀式的な要素をもつものだから、この面からもっと検討されなければならない」と述べ、「これら周辺の問題」を「裁判環境学」として検討をおこなっている*1。

庁舎は、都心の、公共交通機関が便利な場所で、城内や公園内などは環境として最適である。庁舎内か外構えのどこかに郷土色豊かなチャームポイントをつくってはどうか（たとえば沖縄であればシーサーの置物）。庁舎内の法廷については、天井が高すぎると寒々し、低すぎると圧迫感を与える。法廷内の中央の発言台で証言させると、横から尋問し、前を向いて答えるという不自然さがあり、背中を傍聴席に向けている不安感がつきまとう。法廷前の廊下は、当事者、事件関係者などが大勢集まるので、ギャラリーのような雰囲気にしてはどうか。…というようなことが問題提起されている。

立地は文句なし。法廷には花を飾ったり絵を架けたりする。近くに美味しい喫茶店がある…一見、非本質的に思われるかもしれない裁判環境ではあるが、頻繁に出入り

*1 石田穰一「裁判環境学」沖縄キリスト教短期大学紀要第23号(1994年)3頁以下参照。なお、本稿では既述のとおり民事事件を中心に考えているが、裁判官在職中の経験に基づく石田の論考は民事だけでなく刑事もふまえた幅広い検討がおこなわれている。

するわけではない素人利用者は、こうした情報もふくめた総体として「司法」のイメージをつくっていく。そうであるとする、裁判環境の工夫改善が利用者に対してどのような効果をもたらすのか、ということも「身近な司法」実現のための重要な一要因として検討すべき問題であるといえるのではなかろうか。

・司法は「サービス」か？

以上に見てきた「裁判環境学」の問題関心は多角的な観点から利用者を重視した手当といえる。しかし、どこまでが適切な環境整備なのかの判断は難しい。「利用者のために」用意した手当が、利用者の満足を逆に低下させることもあるのではなかろうか。すなわち、裁判所の調停手続や訴訟手続の利用者にとっては、たとえば「お茶」や「BGM」や「テレビの設置」などは過剰な「サービス」になるのかもしれないのである。「利用者のことを思って」おこなっているサービスが当人にとっては余計なことになっている可能性もある。そうであるとする「サービス」は逆効果になる。

裁判所の場合、とくに紛争処理機関としての本質的な性格をもっている。利用者からすれば、基本的には紛争を扱う「かかわりたくない場所」なのである。対立する紛争当事者双方に対して顧客満足の「サービス」を実現することがそもそも難しいのではないのではなかろうか。したがって、紛争処理業務に付随する環境的な「サービス」として利用者のニーズを把握するということがまた容易ではないだろう。

3. 「紛争処理」と「満足」のありか

・生活の論理と裁判の論理の乖離

ここでは、裁判所の本来的な紛争処理業務について考えてみたい。訴訟が嫌われる

には三つの原因があるといわれる*1。それは時間がかかるという「日労」、金がかかるという「費労」、そして心労があるという「疲労」の三つのヒロウである。近年、それらの負担の問題はどのように扱われているのだろうか。

たとえば、「日労」については、裁判所や弁護士の努力によって裁判の迅速化がすすめられていることが報告されている。「費労」については弁護士費用がもっとも大きな負担であったが、弁護士報酬基準が廃止され、今後は多様な価格設定が期待される。

それでは裁判を利用することに伴う「疲労」はどうだろうか。竜寄喜助は「訴訟の場においては市民の論理とかけ離れた論理が支配しており、どうもなじみにくいような雰囲気があるのではないか、そして民事訴訟法を学んだり民事裁判を語ったりする場合に、絶えずそのことを念頭に置いていただきたいと思う」とし、「裁判の場においては、なぜ日常生活とかけ離れた論理が必要なのか、市民の論理との間隙を縮めるにはどうしたらよいのか、その限界はどこにあるのか、と絶えず考えていただきたいと思うのです」としている。

生活の論理とずれた訴訟の論理が、利用者の心理的負担になり、訴訟に対する嫌悪をひきおこす。「所詮、裁判はそのようなもの」と割り切るという向きもあるかもしれないが、「身近な裁判所」を目指して改善策を考えてもよいのではなかろうか。

・法に対する不快感を抱かせない

素人利用者にとって、訴訟の論理が生活の論理と離れているのはどのような点だろうか。

第一に、法廷では、主役である素人当事者の「居場所」がない。当事者席には 弁護士がつく。当事者は、柵の向こう側の傍聴席から「観客」として、法廷でのやりと

*1 竜寄喜助『裁判と義理人情』（筑摩書房、1988年）2頁以下による。

りを傍聴することになる*1。だからそういう意味では、「居場所」はあるようにも思われるかもしれない。しかし、専門家同士でのやりとりが素人に理解できるように工夫されているのかは疑問である。少なくとも、自分の紛争をとりあつかっているそのやりとりの意味が分からなければ、当事者は居心地の悪さを感じ続けるのではなかろうか。あとで弁護士が説明や報告をするということも考えられるが、法廷のその場で当事者が理解をできるような工夫があってもよいのではなかろうか。

第二に、訴訟で素人が法廷で発言の機会を得るのは証拠調べであるが、彼／彼女たちにとってこの証拠調べでも心理的負担が大きい。証拠調べでは、証言台に立ち、横の当事者席から受ける質問に対して、正面の裁判官へ向かって「はい」か「いいえ」で答えることが要求される。このコミュニケーション形態は生活の場では経験しないものであり、素人には戸惑いがある。特に相手方弁護士からの反対尋問は、本人にとっては不快なことが多いのではないだろうか。

第三に、和解や調停での話し合いでも、その進め方によっては不安や不信感を当事者に抱かせる。和解（そして調停でも）では多くの場合、交互に面接する方式がとられるが、自分が外に出ているときは中でどのようなことがおこなわれているのか分からず、不安であろう。また、裁判官（あるいは調停委員）の「説得」が強制的に感じられることもある。当事者同士の話し合いの進め方についてはいっそうの検討が望まれる。

以上の諸点について、紛争当事者（関係者をふくむ）としての利用者は、裁判所での扱われ方に不快感をおぼえるのではなろうか。そして、それが心理的負担になると考えられるのである。

・裁判と「満足」

もともと裁判所は紛争をあつかう場所である。その解決の方法が裁定であれ合意で

*1 そうかといって弁護士とともに当事者席についたとしても、実際には口頭で意見を述べることもほとんどなく、法律用語ですすめられる若干のやりとりについていくことも難しいであろう。

あれ、利害が対立する当事者に対して「妥当な」解決を提供する作業は、どちらか一方でも十分な満足がいく結果が得られるということは少ないものと推測される。そうであるならば、結果とは別の場面で利用者が満足を得る手立てを考える必要があるだろう。

私たちが交渉の途中で「金でなく、娘を、娘の命を返してほしい」という類の発言を幾度かした。それが実現不能な「無理なこと」は百も承知である。しかし問題は百も承知していながら、なぜそのように言わなければならないのか、である。娘の生命を貨幣で評価し、表面的にはあたかもお金で娘の生命を売買することでしか事故に決着をつけることができないという不条理な現実に対する、歯がゆさ、憤り、悲哀、諦め、等々の文字通りの万感の想いがその言葉に秘められていることこそが問題なのである^{*1}。

賠償交渉というのは、金銭では評価できないものを金銭の授受で片付けなければならないという矛盾を自分の心の中でどのようにして解決するか、という過程全体だということになる。問題なのは金額ではなく、失われた生命を金額で表示し、金銭と交換することの意味そのものを自分自身に納得（あるいは諦め）させるプロセスなのである^{*2}。

筆者の二木雄策は、肉親（娘）を交通事故で亡くし、それを受けて自ら訴訟をおこなった。そして、そこで体験した法の世界が素人の感覚と大きくずれていることに傷つき、厳しく批判している。この記述に先鋭的にあらわれているように、多くの当事者は、自分の抱えている問題を自分のうちにどのように落ち着かせるのか、ということに思い悩んでいるのではなかろうか。当事者は、自分のペースで気持ちを整理して新しい生活への展望を探すことが必要なのである。そのためには、紛争をめぐるやり

*1 二木雄策『交通死—命はあがなえるか—』（岩波新書、1997年）95頁。

*2 二木雄策・前掲『交通死—命はあがなえるか—』74頁。

とりのなかで、自分の言い分を等身大で伝えることができたか、相手方本人がどのような反応をしたのか、法廷に足を運んでいた関係者はどうだったか、というような情報もあわせて法廷でのやりとりが分かるということがあってもよいように思う。その訴訟（あるいは調停）のプロセスが利用者にとって不愉快なものであるとすると、「かかわりたくない場所」というイメージはさらに具体的な経験をもって増幅され、心に根付き、さらに口コミで伝播されていくのではないだろうか。

4. むすびに

以上、おもに民事事件の領域についてであるが、「利用者の観点から見た裁判所」についてみてきた。筆者は「身近な裁判所」は達成されるべきであると考えている。そしてそのために、これまで必ずしも十分に工夫がなされてきたとはいえない裁判環境について、今後いっそうの検討が必要である。しかしまた、それだけでなく、紛争処理の現場において利用者の参加を充実させることも考えてよいのではなかろうか。

最後に、「身近な裁判所」のあり方を考える一つの材料として、裁判（調停）環境と密接に関連させながら調停実務のあり方を提案している竜寄喜助の調停裁判所構想についての文章を、紹介したい。

そこで私はこんなことを考える。人が何かの紛争に巻き込まれ話し合いで解決できず、そうかといって相手との関係も断ち切れない場合、気軽に相談でき、しかも他人に知られず、自分の言い分を十分聞いてくれ、相手の気持ちもほぐしてくれる、そんなところはないだろうか、と思惑に違いない。仮に私がそうした立場に立ったとしたら、訴訟などはもち論避けたい。金にかかるし、時間もかかる、その上勝つかどうかもわからないし、いやな反対尋問を受けて不愉快な思いをしたくないからだ。では調停はどうか。これもまた避けたい。裁判所自体へ行くのも気が重いし、妙に自信のある調停委員、たとえば事実認定の専門家で法律判断のベテランのような顔をした人たちに当たったら、それだけで「もう駄目だ」という

思いがあるからだ。そんな人に高飛車に説得されたら、私は口をつぐんでしまうだろう。

私にはこんな夢がある。調停裁判所を地裁・簡裁・家裁とは全く別個の建物にし、夏には前庭を盆踊りに使用でき、建物は市民講座とか趣味講座に解放するなど、怖い裁判所というイメージをなくしてしまう。調停委員は、話の聞き方だけをみっちり講習を受け、調停では一切自分の意見を言わず聞き役に徹し、ただ当事者が自発的に解決案を出せるようにうまくリードできる、そんな人が良い、と*1。

*1 竜崎喜助「調停制度の現状と問題点」民事訴訟法の争点[新版]（1988年）61頁

第5回大阪地方裁判所委員会サマリー

1 委員長の選任

大山隆司委員（裁判所委員）が，委員長に選任された。

2 説明

事務担当者から，プレゼンテーションソフトを使用して裁判員制度に関する概要を説明するとともに，平成17年3月29日に実施した報道記者を裁判員とした模擬裁判の報告がなされた。

3 意見交換（テーマ：「裁判員制度について」）

委員から出された主な意見は，以下のとおりである。

- (1) プロの裁判官は，起訴事実として法廷に出されたことが立証されたか否かを判断すべきであるとわかっているが，一般市民の場合は，この事件の真相は何かと考えてしまう。たとえば，たくさんの犯罪事実があるうちの一部のみを起訴している場合，起訴事実についてはそのとおりかもしれないがこの人はほかにもいろんなことをやっているんじゃないか，そういうところはなぜ問われないのかという疑問があるだろう。そういうことを説明するのは難しいのではないか。

我々は黒か白かと言うが，刑事裁判は黒か黒でないかだけでしかない。灰色無罪という言葉も一般に言われているが，裁判員は，黒でなくても怪しかったら有罪に傾くのではないか。

- (2) 先日行われた模擬裁判を傍聴して，確かにいろいろな社会経験をした人が入ってくることにより判断ができると思った。たとえば，模擬裁判の中で，包丁を突き刺したときの角度が出ていたが，着衣に使われている繊維の素材や密度などによって刃物を突き刺す力は違ってくるはずなのに，それを誰も言及しなかった。ということは，そこに繊維の専門家がいればそういうことも発言し

ていけるということだ。大勢の裁判員がいるほどいろんな意見が出ると思うので、裁判員制度には賛成である。ただ、裁判長の経験や力量に左右される部分が多いのではと思う。

(3) 裁判員を選任するにあたっては、性別や年齢によって経験が違ふと思うので、その辺をうまく混ぜなければならないと思う。

(4) 司法と国民という関係の中で、国民にどんな利益があるのか、もう少し具体的にこういう御利益がありますよということを示していただきたい。おそらく、裁判員制度は司法内部からでた要望ではなく、50年から100年という中で司法制度改革の一つとして正しい方向だとされた歴史的な重みのあるものだと思う。よって、社会システムとしては有効であるものの、大変な負担を伴い、国民の皆さんにも御苦勞をおかけするが、このような未来が約束されてるのだというキャッチフレーズのようなものがあればいいのではないか。



(5) 私は分かりやすさが一番大事だと思っている。しかし、その分かりやすさが実は一番できていない。裁判員制度を導入し、分かりやすい裁判を実現することは分かるが、それを国民に分かりやすく説明できているのかという点に疑問がある。裁判員制度のパンフレットには、「国民のみなさんの司法に対する理解と信頼が深まることを期待されています。」と書いてあるが、これでは国民は分からない。今の刑事裁判についても十分説明した上で、裁判員制度を導入することによって、今こうなっていることがこうなることを期待しているんだという具体論を言う必要があると思う。したがって、次に出すパンフレットでは、具体的な事例を挙げて説明した方がよいと思う。

(6) 模擬裁判を傍聴して感じたことを述べたい。一つは、裁判員に対し、イラストを多用した、見て分かりやすい説明マニュアル的なものを渡した方がいいと思う。加えて、裁判員に対する事前の説明をどれだけうまくするかが問題である。集中力の持続は非常に難しいので、冒頭陳述のポイントや、集中しなければならない部分、気を抜いてもいい部分を教えてもらわなければ、途中で集中力が途切れ、一番大事な結論のところ、「まあいいや」という感じになってしまう可能性がある。また、裁判官に必要な能力だと思うが、議論をまとめていくことが大事だと思う。量刑については、資料を提示されても、それが当該事件の事実関係と一致しているのか判断に困るところがあったが、量刑を考える際のポイントを黒板に書くというのは非常に分かりやすかった。今回の裁判員役は非常にレベルの高い方ばかりであったにもかかわらず時間が足りなかったということなので、実際の場合、その辺の調整が難しいと思う。また、私が裁判員なら、どこかで一人で考える時間が欲しいと思った。証拠調べについて、後でもう一度見たい、聞きたいということもあると思うので、証言テープ、速記録ないしは何らかの記録で、その場면을後から閲覧できるシステムが必要だと思う。

(7) 先日の模擬裁判を見ていると、セミプロみたいな人たちが裁判員だった割には、これは重要なポイントだなと思う証言を、ほとんどの裁判員は捉えきれていなかった。個別に何人かに聞いたのだが、私が重要だと思った部分をメモには書いてあるのに、それが論点との関係でどういう意味を持つのかがわかっていない。これは一つの提案だが、冒頭陳述でも検察官が立証しようとするテーマが明らかになるが、証人尋問を行う際に、「この証人ではこの点を注意して聞いておいてください」ということを裁判長が裁判員に説示し、証言が終わった後、「この証人はこういうことをおっしゃいましたね」という確認をした方がいいのではないかと思う。あるいは、検察官が証人を尋問する前に、「この証人ではこういうことを聞いて立証します」と裁判員に説明してから尋問す

るということもあり得るかなと考えているところである。

- (8) 模擬裁判を見て、全体的に工夫されていると感じた。具体的な感想を三点述べるが、一つには、裁判員は、何が真実かを究明しなければいけないと思って、どんどん悩んでいくように感じた。犯罪事実の証明は検察官の仕事であり、それが証明できていない場合は無罪であるというルールをもっと説明する必要がある。ハンドブックやビデオを見せるなどが考えられているようだが、評議の席でもそのようなルールの説明をやっていただくことをお願いしたい。二つ目は、評議の進め方は工夫して、民主的な運営がされていると感じた。裁判長は最後に発言し、陪席裁判官も最初にはあまり発言しなかった。強いて言えば、裁判長は「経験則ではこうなる」という説明を2回ほどされたが、そう言われると裁判員は黙るしかないと思った。三つ目は、証言内容がわからないときのために、速記録なりビデオなり録音なり、そういう工夫がいると思った。
- (9) もともと司法制度改革は、頼りがいのある司法を作る、骨太の司法を作るということが大本にあると思う。そのためには、裁判所が身近にあることを国民の一人一人に分かってもらうことが大事だと思う。縁遠い存在であれば、頼りがいがあるということにならないわけだから、頼りがいがあるという前の段階で少なくとも身近なんだという意識を持ってもらう。そうすると、裁判員に選ばれたことについても誇りのようなものを感じて、「一肌脱ごうか」というような気持ちになるのではないか。ただ忘れてはいけないのは、裁判員が審理するのは刑事裁判の中でもいわゆる重罪についての限られた事件であり、それは日常の中の極めて数少ないケースであるということである。そういう希少な事件に裁判員として参加してもらうためには、市民それぞれが日常的に巻き込まれる事象について、裁判所はしっかりやらなくてはいけない。言葉を変えれば、刑事裁判もちろんしっかりやらなくてはいけないけど、より身近な民事裁判の方もちゃんとしなくてはいけないということだろう。そうしていく中で、裁判所は身近で、結構頼りがいがあるという意識を持ってもらうことができ

ば、どんどん好循環で世界の中でも高いレベルの司法制度になっていくだろう。裁判員制度の意義として3点説明されたが、特に「国民の健全な社会常識」というところは、国民にとっての御利益というよりも、法律家が今まで村の中でやってきたことに対する反省とともに、法曹側の御利益としてあるような気がする。もうちょっと違う角度で、身近な存在として意識されるような形のもをを考えていくということもあるのではないか。

- (10) 実際に裁判員をやってみたら、たぶん多くの方は「面白い」、「意義があった」と思われるだろう。裁判員制度が、社会人として、国民として、やりがいのある興味深いものだということをいかに伝えるか。一つのやり方としては、小説やテレビ、ネットなどを利用して、裁判員のやりがいというものを擬似体験してもらおうという方法がある。それに加えて、刑事裁判官に、刑事裁判のやりがい、おもしろさ、厳しさを率直に語ってもらうことが、この制度の理解を進めることにつながるのではないか。裁判官からそういう話を聞くと、単に国民の責務とか司法制度が頼りがいがあるとかいう抽象的な話をしているよりよっぽど制度が身近なものになる。また、裁判員制度に興味を持った人が参加しやすくなる方法を是非とも考えてもらいたい。たとえば宿舎の手当や、ベビーシッターの費用をもつなど、裁判員制度に参加するにあたって障害になるものをできるだけ取り除いていく工夫をしていくといいのではないか。



- (11) 議論を拝聴していて、皆さん非常に前向きに捉えておられることに感銘を受けた。数日前にエンジニアの友人と話をしたが、彼はどう考えても裁判員に任命されたとしたらいやだと言う。どうしてかと聞くと、市民社会の健全な常

識の反映だというのが、果たして自分自身が健全な市民感覚だと思っているものが本当にそうなのかどうか自信が持てない。マスコミによって形成されるある種の衆愚社会の弊害というものから、どれだけ自分自身の感性を切り離すことができるか自信がないということだった。また、被告人の立場に立ってみれば、裁判員あるいは裁判所に対する説得ということ考えた場合、演技力がある弁護人でなければ無罪あるいは有利な判決を勝ち取ることができないのではないか。あるいは極端な話、事故の現場から血まみれの何かを拾ってきて、それを手にすることにより非常にセンセーショナルな効果を与えようとするようなことさえ許されることになりはしないか。そういったことを考えると、マスコミの論調によって毒された自分と非常にセンセーショナルな演技力のある弁護人によって形成されるところの被告人の立場をてんびんにかけてみて、どれだけ被告人となった人間の人生に深刻な影響を与えることになるか、ということについて考えると非常に荷の重い仕事だというわけである。これは、ある種の正しいところをついているのではないかという気がした。

(12) 裁判員制度は市民感覚を反映させるというのが、そもそもそんな素人の判断に頼っていいのか。今までの日本の刑事裁判制度は非常によくできており、公正な裁判が行われていると私は思っている。それなのに、偏った人たちが集まって、それを覆すような結果が出るようになっては困るというのが私の本意であった。しかし、裁判員のいろんな意見を踏まえて量刑に若干の変化が出てくる可能性があり、そういう形で裁判の結果に影響が出てくるというのであれば、結構なことではないか。そうは言っても、裁判のやり方に影響が出てくるというほうがメインではないかと私は思っている。また、司法の場では、今まで説明責任を果たしてこなかったと思われるので、説明責任を果たすための一つの手段として裁判員制度があるのだとすれば、それも結構なことだと思う。

(13) 市民の常識とずれているところが量刑基準だと思うが、当日裁判員に決まって、審理に参加して、量刑基準を聞いて、意見を出せということになると時

間があまりない。たとえば、候補者になった時点で量刑基準的なものの説明を受けさせてはどうか。裁判員に決まって動転してしまい、一日で判断しろと言われてもわからない、「量刑基準で決まっています」と言われるとそれでいいというふうになってしまうと思う。だから、今年の候補に挙げた時点でかなり勉強してもらおう。情報を与えるだけでなく、受ける側がもっといろいろ追求してくれば教えられるような場所を作っておいて、そこに来てくれたらいろんなことがわかりますよというようにする。そうすると、裁判に参加したときにはある程度のことわかっている状態で意見を言えることになり、実りの多い意見も出てくるだろう。また、裁判員裁判が行われたときに、参加した裁判員だけでなく、もっといろんな人にも影響を与えようとすればどう広報したらいいか。裁判のことがもっと報道されたら、それによって一般の人も自分のこととして考えるだろう。

(14) 国民の中には、「裁判所の建物に入ることすら嫌だ」という人もいるということ踏まえながらやっていくことが必要なのかなという気がした。

もともと裁判員制度というのは、一般人のセンスを取り込むということだが、そうすると、中には医者、あるいは建築家など、各専門分野のプロが入ってくることも考えられる。つまり、評議の段階でいきなり専門的知見が出てくることもありうる訳で、そういう場合に弁護人の立場からするとブラックボックスの中で心証形成が行われるのではないかという疑問が生じるのではないかと思う。

4 サマリーの発行について

委員会と裁判所の共同名義で発行することとした。